

令和 7 年嵐山町農業委員会 第 1 0 回総会議事録

1. 開催日時

令和 7 年 9 月 2 5 日（木）午前 1 0 時 3 0 分～午前 1 1 時 0 0 分

2. 開催場所

嵐山町役場 町民ホール

3. 出席委員（出席者 8 名）

第 1 番 内田 久子 第 2 番 瀬山 和令 第 3 番 杉田 哲 第 4 番 杉田 健一

第 5 番 安藤 紀子 第 6 番 番場 邦男 第 7 番 金井 敏隆 第 8 番 青木 美恵子

4. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 2 7 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 2 8 号 嵐山町農用地利用集積等促進計画について

5. 農業委員会事務局職員

事務局 長 中村 寧

事務局 次長 内田 雅幸

主 事 高田 遼太郎

議長 (総会招集あいさつ)

議長 それでは、総会を始めたいと思います。

ただいまの出席委員は8名であります。

嵐山町農業委員会 会議規則第6条の規定による、
定足数に達しております。

議長 よって、令和7年嵐山町農業委員会第10回総会は
成立しました。

これより開会します。

議長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議席番号 第3 杉田 健一 委員

議席番号 第4 安藤 紀子 委員

議席番号 第5 番場 邦男 委員

議長 以上、3委員を指名します。

議長

日程第2 会期の決定を議題とします。

会期は、本日一日限りとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日限りと決定しました。

議長

日程第3 諸般の報告をします。

初めに、農業委員会第10回総会に提出されました議案について、報告します。議案第27号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について1件、議案第28号 嵐山町農用地利用集積等促進計画について1件、合計2件です。

議長

次に、提出議案一覧表及び議事日程は、すでにお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

議長	以上で、報告を終わります。
議長	続きまして、日程第4 議案第27号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第27号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。
事務局	申請地は、比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇△△△△番△、地目：畑、面積：587㎡です。
事務局	申請人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△△番地氏名A氏です。
事務局	転用目的は、住宅の敷地拡張です。
事務局	申請者は現在、△△△△番△の敷地内にある住宅に

事務局 て生活をしています。申請者の高齢化と建物の老朽化により、日常生活に不便を感じており、建替えの計画をしているとのこと。建替えが可能かどうか、まちづくり整備課へ接道や建築の要件を確認した際に、昭和40年代から道路として使用していた土地が農地であることがわかり、農地法違反をしていることが分かりました。建替えをする前に農地の違反状態を早急に解消するため、今般の申請に至ったとのこと。す。

事務局 それでは、埼玉県知事に進達する意見書の許可基準に沿った、説明をさせていただきます。

事務局 工事計画：許可日から令和7年10月31日までです。

事務局 農地区分：当該農地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地に該当します。

事務局 資力及び信用：今般、違反転用があり、本来であれば農地の状態に是正してから農地転用をすることとされていますが、違反部分が住宅への進入路であり、取り壊すことで、生活にも支障が出るのが懸念されることから、今回についてはやむを得ず、是正なしで追認許可として扱う事例となります。

事務局 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性：工事等は発生しませんが、登記等は許可後すぐに行い、遅滞なく行われると思われます。

事務局 計画面積の妥当性：必要最低限の面積を許可基準としておりますが、やむを得ないと思われます。

事務局 周辺の農地等に係る営農条件及び総合的利用への支障の有無：隣接農地への営農条件や総合的な利用に支障はないと思われます。

事務局

尚、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無、行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み、農地以外の土地の利用の見込み、宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性、一時転用である場合にはその妥当性、法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については全て該当しません。
以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明につきまして、質疑を行います。

議長

どうぞ。

(質疑なし)

議長

質疑を打ち切ります。ここで、先に調査会を開き、現地調査をしておりますので、その報告を第3班瀬山委員、お願いします。

瀬山委員

議案第 27 号について、調査報告をいたします。

9 月 17 日の農地調査会にて、申請地を調査してまいりました。周辺農地への影響は少ないと思われるため、許可妥当と判断いたします。また、申請地の是正についてですが、母屋への接道は申請地の他になく、道を農地の状態に回復させると出入りができなくなるため、やむを得ないかと思われます。以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、議案第 27 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について採決します。

議長

本案を、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長

挙手 全員

議長

よって、議案第 27 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、許可意見を付して埼玉県知

議長	事に進達することに決定しました。
議長	続きまして、日程第 5 議案第 2 8 号 嵐山町農用地利用集積等促進計画についての件を議題とします。 嵐山町長より、この件について、意見を求められております。本案について、農政課から説明をお願いします。
農政課	今般の申請分については、令和 7 年 1 2 月 1 日から契約が開始される分となっており、事務処理上、契約始期の 3 ヶ月前の総会審議となります。
農政課	それでは、内容について、説明いたします。
農政課	(議案第 2 8 号について説明をする)
農政課	以上です。
議長	ありがとうございました。ただいまの農政課長の説明について、質疑を行います。

議長

どうぞ
(質疑なし)

議長

質疑を打ち切ります。

議長

これより、議案第 28 号 嵐山町農用地利用集積等
促進計画について採決します。本案を承認することに
賛成の委員の挙手を求めます。

議長

挙手 全員

議長

よって、議案第 28 号 嵐山町農用地利用集積等促
進計画については、原案のとおり承認し、嵐山町長に
回答することに決定しました。

議長

これにて、本総会に付議されました案件の審議は全
て終了しました。

議長

以上をもちまして、令和 7 年嵐山町農業委員会第 1
0 回総会を閉会します。

議長

お疲れ様でした。

上記会議のてん末に相違ないことを証するため、議長及び委員の署名をする。

議長 杉田 哲

委員 杉田 健一

委員 安藤 紀子

委員 番場 邦男
